

東日本大震災三周年追悼式の当日における弔意表明について

平成 26 年 2 月 25 日
閣 議 了 解

東日本大震災三周年追悼式の当日（3月11日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、本追悼式中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

国民の皆様へ

(東日本大震災三周年に当たって)

政府は、来たる3月11日午後2時30分から、「東日本大震災三周年追悼式」を国立劇場において執り行います。

東北地方を中心とする我が国国土に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から3年を迎えようとしています。

この震災により最愛の御親族を失われた御遺族の方々の深い悲しみに思いを致すとき、今なお悲痛の思いが胸に迫ってまいります。

政府は、東日本大震災からの一日も早い復興に向けて、取組を更に加速するとともに、この大震災の試練から得た教訓をしっかりと胸に刻み、将来の様々な災害に備え、強靱な国づくりを進めてまいります。

この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、追悼式当日の午後2時46分を期して式場において1分間の黙とうを捧げ、御冥福をお祈りすることとしております。国民の皆様におかれましても、これに合わせて、それぞれの場所において黙とうを捧げられますよう、お願いいたします。

平成26年2月25日

東日本大震災三周年追悼式実行委員長

内閣総理大臣 安倍 晋三